

日本アーティスティックゴルフ協会 会則

(名称)

1. 本協会は日本アーティスティックゴルフ協会(略称：**JAGA**)と称する。

(事務所)

2. 本協会の事務所は栃木県日光市に置く。

(目的)

第3条 本協会はゴルフの卓越した技術によって「芸術」にまで昇華されたショットを行うゴルフ分野を確立することを目的とする。また、ゴルフプレイにおいてはゴルフ本来の精神に立ち返り、洗礼されたプレイとプレイファーストの普及・推進を目指すとともに、スコアファーストのプレイとは異なるゴルフの楽しみ方の探求と普及を目的とし、令和6年(2024年)4月1日に設立する。

(活動・事業)

第4条 本協会は前条の目的を達成する為に、次の事業を行う。

- (1) アーティスティックゴルフの体系化と情報発信
- (2) アーティスティックゴルフに関する研修会、競技会、交流会の開催
- (3) アーティスティックゴルフを通じた国際交流、ネットワーキング
- (4) アーティスティックゴルファーの支援育成活動
- (5) アーティスティックゴルフの調査研究、普及活動
- (6) その他当協会の目的を達成する為に必要な事業

(会員)

第5条 本協会の会員は次の4種類とする。

- (1) 正会員は、本協会の目的に賛同し入会した者とする。
- (2) 賛助会員は、本協会の事業を賛助する為に入会した法人とする。
- (3) ファミリー会員は、上記(1)の家族、(2)の役員・従業員とする。
- (4) 特別会員は、アーティスティックゴルフ指導者と会長が特別に認めた者とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得るものとする。

(会費)

第7条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員の金額については、入会金10,000円・年会費5,000円とする。
- (2) 賛助会員の金額については、入会金5,000円・年会費2,500円とする。
- (3) ファミリー会員の金額については、総会において別に定める。
- (4) 特別会員の金額については、無償とする。

(退会)

第8条 会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
 1. 本人が死亡したとき。
 2. 会費を2年以上納入しないとき。

(役員)

第9条 本協会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 監査役 1名

2 第1項に定める役員は、総会において選出する。

3 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第10条 会長は、本会を代表し、その業務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

3 監査役は、本協会の財産の状況を監査する。

(総会)

第11条 本協会の総会は、正会員・賛助会員・特別会員をもって構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について、出席者の過半数の賛成をもって議決する。

- (1) 解散
- (2) 事業の変更
- (3) 事業報告および収支決算
- (4) 役員を選任または解任
- (5) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、正会員・賛助会員・特別会員の過半数の出席（委任状による出席を含む）がなければ、開会することができない。

(議事録)

第12条 総会の議事については議事録を作成する。

(役員会)

第13条 役員会は役員をもって構成する。ただし、監査役は除く。

2 役員会は、総会の議決した事項の業務執行およびその他総会の議決を要しない事項の業務執行に関して、議決する。

(事業報告書および決算)

第14条 会長は、毎事業年度終了後3カ月以内に事業報告書、収支決算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第15条 本協会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(事務局)

第16条 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。

(委任)

第17条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(変更)

第18条 この会則は、総会において、出席者の3分の2以上の承認がなければ変更できない。

付則

- 1 この会則は、令和6年(2024年)4月1日から施行する。
- 2 令和6年12月13日 第2条変更